

木曾地域で工場の新設を予定している企業のみならず  
木曾地域の企業で工場の増設や新規設備の導入を予定しているみなさま

**企業立地促進法に基づく「企業立地計画」・「事業高度化計画」  
の承認および支援策のご案内**

木曾地域産業活性化協議会

- 1 支援の対象となる者  
企業立地促進法に基づく木曾地域の基本計画に基づき、企業の立地又は事業の高度化を計画する者。  
【注意】計画段階の事前承認のため、事業着手後は対象となりません。
- 2 対象期間  
平成 22 年 3 月 25 日～平成 27 年 3 月 31 日（基本計画同意の日から 5 年間）
- 3 対象事業  
製造業、情報サービス業、道路貨物運送業、倉庫業、卸売業、小売業、学術・開発研究機関、専門サービス業（総務省刊行の日本標準産業分類による。対象となる分野の詳細は、木曾地域産業活性化基本計画の集積業種による。）
- 4 申請時期  
事業着手前の申請が必要です。
- 5 提出書類
  - ①申請書
  - ②定款（法人に限る）
  - ③最近 2 期の事業報告、貸借対照表および損益計算書（これらの書類がない場合は、最近 1 年間の事業内容の概要を記載した書類）
  - ④その他必要な書類（例：事業高度化に係る具体的な取組を説明した補足資料等）

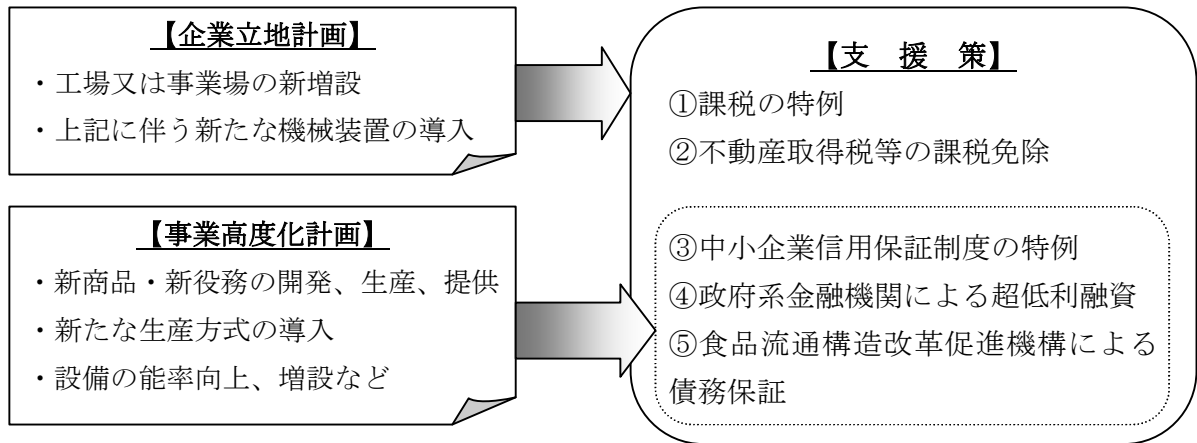
**【申請・問合せ先】**

長野県木曾地方事務所 商工観光建築課  
〒397-8550 木曾郡木曾町福島 2757-1

電話 0264-25-2228

FAX 0264-25-2250

e-mail [kisochi-shokanken@pref.nagano.lg.jp](mailto:kisochi-shokanken@pref.nagano.lg.jp)



## ◇各種支援策◇

(※計画の承認については、支援を保証するものではありませんので注意してください。)

### 「企業立地計画」の承認を受けようとする事業者

#### ア) 課税の特例

新規立地を行うために建設した建物及び新たに取得した機械等の特別償却制度

|      |  |   |
|------|--|---|
| 特別償却 | 機械：15%，建物8%<br>(その用に供した日を含む事業年度(初年度)のみ対象)  |   |
| 対象業種 | 農林漁業関係業種<br>(法第19条第2項の政令で定める業種のうち、木曾地域の基本計画で指定した以下の業種)   | 農林漁業関係業種除く製造業<br>(法第19条第1項の政令で定める業種のうち、木曾地域の基本計画で指定した以下の業種)   |
|      | <ul style="list-style-type: none"> <li>・食料品製造業</li> <li>・飲料・飼料製造業</li> <li>・木材・木製品製造業</li> <li>・家具・装備品製造業</li> <li>・パルプ・紙・紙加工品製造業</li> <li>・プラスチック製品製造業</li> <li>・ゴム製品製造業</li> <li>・各種商品卸売業</li> <li>・飲食料品卸売業</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・繊維工業(炭素繊維製造業を除く)</li> <li>・化学工業</li> <li>・非鉄金属製造業</li> <li>・はん用機械器具製造業</li> <li>・生産用機械器具製造業</li> <li>・業務用機械器具製造業(武器製造業を除く)</li> <li>・電気機械器具製造業</li> <li>・情報通信機械器具製造業</li> <li>・電子部品・デバイス・電子回路製造業</li> <li>・輸送用機械器具製造業</li> <li>・時計・同部分品製造業、眼鏡製造業</li> </ul> |

|                  |   |   |
|------------------|---|---|
| 設<br>備<br>要<br>件 | ①企業立地計画に基づいて取得した機械装置及び建物等                             | ①企業立地計画に基づいて取得した機械装置及び建物等                           |
|                  | ②機械装置については、1台(基)の取得価格が500万円以上かつ対象設備の取得に要する総投資額が4千万円以上 | ②機械装置については、1台(基)の取得価格が1千万円以上かつ対象設備の取得に要する総投資額が3億円以上 |
|                  | ③建物及び付帯設備の取得価格の合計が5千万円以上                              | ③建物及び付帯設備の取得価格の合計が5億円以上                             |
|                  | ④事業の高度化に資する設備   | ④事業の高度化に資する設備                                       |

(※対象業種については、H19.11改訂の日本標準産業分類による)

イ) 不動産取得税及び固定資産税の課税免除

|      |                                 |  |
|------|---------------------------------|--|
| 取得要件 | 農林漁業関連業種<br>5千万円超               | 農林漁業関連業種以外の業種<br>2億円超                              |
| 業種   | 基本計画に定められた集積対象業種のうち、製造業、運輸業、卸売業 |  |
| 対象施設 | 不動産取得税                          | H22.3.25～H27.3.31(基本計画期間内)の間で設置した家屋及びその敷地である土地     |
|      | 固定資産税<br>※町村の制度による              | H22.3.25～H27.3.31(基本計画期間内)の間で設置した家屋及びその敷地である土地、構築物 |

ウ) 中小企業信用保証制度の特例

|            |                                       |
|------------|---------------------------------------|
| 利用対象者      | 企業立地計画の承認を受けた中小企業者                    |
| 保証限度(別枠保証) | 個人、会社2億8千万円、組合等4億8千万円                 |
| 対象資金       | 企業立地又は事業高度化に係る事業の実施のため必要となる運転資金及び設備資金 |

エ) 政府系金融機関による超低利融資制度(※対象は中小企業者のみ)

|       |      |   |                            |
|-------|------|---|----------------------------|
|       |      | 中小企業事業<br>(旧中小企業金融公庫)                       | 国民生活事業<br>(旧国民生活金融公庫)      |
| 貸付限度額 |      | 7億2千万円<br>(うち運転資金2億5千万円)                    | 7,200万円<br>(うち運転資金4,800万円) |
| 貸付利率  | 設備資金 | 2億7千万円まで<br>*特別利率③—0.4%<br>2億7千万円超<br>*基準利率 | *基準利率又は特利〇                 |
|       | 運転資金 | *基準利率                                       |                            |

オ) (財) 食品流通構造改善促進機構による債務保証

|       |                                  |
|-------|----------------------------------|
| 対象者   | 食品製造、加工又は販売事業者                   |
| 保証の範囲 | 借入の元本、利息及び損害金の合計額の90%            |
| 保証限度額 | 債務補償基金と機構の基本財産の合計額の100分の50に相当する額 |
| 保証期間  | 20年以内                            |
| 保証料   | 借入の元本に係る保証債務の残高に対して年0.8%以内       |

**「事業高度化計画」の承認を受けようとする事業者**

ア) 中小企業信用保証制度の特例

|             |                                       |
|-------------|---------------------------------------|
| 利用対象者       | 企業立地計画の承認を受けた中小企業者                    |
| 保証限度 (別枠保証) | 個人、会社2億8千万円、組合等4億8千万円                 |
| 対象資金        | 企業立地又は事業高度化に係る事業の実施のため必要となる運転資金及び設備資金 |

イ) 政府系金融機関による超低利融資制度 (※対象は中小企業者のみ)

|       |      | 中小企業事業<br>(旧中小企業金融公庫)                       | 国民生活事業<br>(旧国民生活金融公庫)      |
|-------|------|---|----------------------------|
| 貸付限度額 |      | 7億2千万円<br>(うち運転資金2億5千万円)                    | 7,200万円<br>(うち運転資金4,800万円) |
| 貸付利率  | 設備資金 | 2億7千万円まで<br>*特別利率③—0.4%<br>2億7千万円超<br>*基準利率 | *基準利率又は特利〇                 |
|       | 運転資金 | *基準利率                                       |                            |

ウ) (財) 食品流通構造改善促進機構による債務保証

|       |                                  |
|-------|----------------------------------|
| 対象者   | 食品製造、加工又は販売事業者                   |
| 保証の範囲 | 借入の元本、利息及び損害金の合計額の90%            |
| 保証限度額 | 債務補償基金と機構の基本財産の合計額の100分の50に相当する額 |
| 保証期間  | 20年以内                            |
| 保証料   | 借入の元本に係る保証債務の残高に対して年0.8%以内       |